

14日機輸買保第252号  
平成15年1月7日

各位

日本機械輸出組合  
専務理事 森本 修

EF・EM格バイヤーに対する包括保険申請案件  
への引受け拡大について

拝啓、貴社ますますご隆昌のことと慶賀に存じます。

さて、従来より、短期案件において、ILC（取消不能信用状）のないEF格バイヤー（信用状態が良好とは認められない等の者）・EM格バイヤー（保険責任残高が過大である等の者）については、船積後保険の信用危険が免責となっておりましたが、昨年10月1日より、（独）日本貿易保険では、貿易一般保険・短期・個別（輸出契約及び技術提供契約）において、上記EF・EMバイヤーの船積後保険の信用危険についててん補をすることとしております。

このたび、（独）日本貿易保険の引受け体制の準備が整い、本年1月1日より、当組合包括保険（機械設備）の付保に併せて、上記の短期個別保険で、EF・EMバイヤーについての船積後の信用危険の付保ができることになりましたのでご案内致します。詳細は、別添1「貿易一般保険（短期個別保険）の取り扱いについて」の一部改正について（2002年12月27日付）をご参照下さい。（但し、本支店間又は親会社・子会社間の契約については対象外となっておりますのでご注意ください。）

なお、具体的手続き方法等については別紙の通りとなっておりますので、ご利用にあたってはご留意頂くとともに、何かご不明の点等がありましたら、事務局（貿易保険グループ TEL：03-3431-9607）までご連絡頂きたくお願い申し上げます。

また、今後、皆様の利用状況等を勘案しながら、手続き代行等何らかの対応について検討したいと考えており、（独）日本貿易保険に対しても検討・協力方お願いしているところですが、ご意見・ご要望等がありましたら事務局までご連絡頂ければ幸いです。

敬具

(別紙)

## EF・EM 格バイヤーに対する包括保険申請手続きについて

### 1. 個別保証枠の確認

EM・EF 格バイヤーの「船積後保険の信用危険」の付保希望者は、契約締結時に、当該バイヤーの個別保証枠（以下、保証枠という。）の有無について、（独）日本貿易保険（以下、NEXI という。）又は（財）貿易保険機構（以下、JTIO という。）へ確認する。

### 2. 保証枠の確保

東京地区においては、上記バイヤーの保証枠を確認した結果、保証枠が存在する場合、契約書等を添付し JTIO にて保証枠を確保する。なお、保証枠確保の様式は別添 2 の通り。但し、保証枠がない場合は、従来どおりの付保申請手続きとなる。

### 3. 包括保険及び個別保険の申請

契約締結後、速やかに包括保険契約の申請を組合に行う。併せて NEXI に対し、EF・EM 格バイヤーの「船積後保険の信用危険」の付保申請を 1 ヶ月以内にかつ船積前に行う。

### 4. 手続きに伴うご注意とお願い

現在、保証枠は、貿易一般保険・短期・個別（輸出契約、仲介契約・技術提供契約）及び手形保険に対して 1 つの保証枠が設定されています。よって、EF・EM 格バイヤーの「船積後保険の信用危険」の付保を希望される場合であっても、保証枠が常に存在するとは限りませんのでこの点ご留意下さい。

一部保証枠制度（付保希望契約金額に対し、一部分の金額について保証枠を認める制度）は、昨年 10 月 1 日より廃止されております。

包括保険付保義務対象案件であって、当該保証枠の利用を希望される場合には、必ず包括保険に付保される又は付保されていることが条件となっております。（個別保険の「船積後の信用危険」の付保のみを単独に利用することは出来ません。）

上記付保義務等との関係もあり、包括保険付保申請があった場合は、当分の間、組合事務局より、当該保証制度の内容・保証枠希望等の有無について念のため確認させて頂くとともに、保証枠の有無等について NEXI 又は JTIO へ問合せた上で皆様にご連絡させていただきます。

なお、保証枠の有効期限は 3 ヶ月間となっており延長は認められません。また、保証枠の効果的利用を図るため、一部又は全部が決済された時、保証枠を使用する必要がなくなった時は、速やかに NEXI 又は JTIO 宛て通知頂くこととなっておりますので、対応方宜しくお願い致します。

以上

(別添 1)

「貿易一般保険（短期個別保険）の取扱いについて」の一部改正について

2002年12月27日

独立行政法人日本貿易保険

## 1. 背景・経緯

- (1) 輸出契約等の相手方が海外商社名簿の与信管理区分 E F 又は E M に格付けされたバイヤーの場合、貿易一般保険（短期個別保険）におきましては、これまで、仲介貿易及び貿易一般保険包括保険（繊維品・鋼材・化学品に限ります。以下「消費財包括保険」といいます。）の保険契約を締結する輸出契約について、個別保証枠確認証により代金の全額が確認された場合に限り、船積後・信用危険をてん補してきました。
- (2) 来年1月1日からは、貿易一般保険（短期個別保険）におきまして、貿易一般保険包括保険（設備財・機械設備・船舶・鉄道車両のいわゆる「設備財包括保険」、貿易一般保険包括保険（自動車）又は貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）につきましても、個別保証枠確認証により代金の全額が確認された場合に限り、船積後・信用危険をてん補することとします。
- (3) つきましては、上記(2)の制度改正に伴い、「貿易一般保険（短期個別保険）の取扱いについて」の一部改正を次のとおり実施します。（その他約款・各特約書・手続細則の改正はございません。）

## 2. 改正概要

貿易一般保険包括保険（設備財・機械設備・船舶・鉄道車両のいわゆる「設備財包括保険」、貿易一般保険包括保険（自動車）又は貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）につきましても、個別保証枠確認証により代金の全額が確認された場合に限り、貿易一般保険（短期個別保険）の船積後・信用危険の追加分割付保申込を行うことができる次の改正を実施します。

### (1) 基本的取扱事項の改正

[ ] 1. に次の2項を加えます。

- ハ．貿易一般保険包括保険（設備財、鉄道車両、機械設備及び船舶に限る。以下「設備財包括保険」という。）及び貿易一般保険包括保険（自動車に限る。以下「自動車包括保険」という。）の保険契約を締結する輸出契約又は仲介貿易契約については、当該包括保険の不てん補部分（船積後の信用危険に限る。）を対象とする付保申込。
- ニ．貿易一般保険包括保険（技術提供契約等に限る。以下「技術提供契約等包括保険」という。）の保険契約を締結する技術提供契約又は仲介貿易契約については、当該包括保険の不てん補部分を対象する付保申込。

**(2) 消費財包括保険、設備財包括保険、自動車包括保険及び技術提供契約等包括保険と重複して付保する場合の取扱事項の改正**

[ ] 6. を次のように改めます。

[ ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等

**6. 消費財包括保険、設備財包括保険、自動車包括保険又は技術提供契約等包括保険と重複して付保する場合の取扱事項**

消費財包括保険と重複して付保する場合

イ. 非常危険又は非常危険と信用危険（船積前）を付保する場合にあっては、上記3.

の非常危険及び信用危険の付保率並びに上記5. の非常危険の付保率から消費財包括保険の付保率を減じた率を適用し、保険契約を締結する。ただし、信用危険を付保する場合にあっては、非常危険の付保率を上回らない率とする。

ロ. 信用危険（船積後）を含み付保する場合にあっては、上記5. の付保率を適用し、保険契約を締結する。ただし、消費財包括保険の付保率と合計した付保率において、非常危険の付保率を上回らない率とする。

設備財包括保険（貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書附帯別表第3の2に掲げる輸出契約等に付保するものに限る。）又は自動車包括保険と重複して信用危険（船積後）を付保する場合にあっては、付保率を50%として保険契約を締結する。

設備財包括保険（貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書附帯別表第3の2に掲げる輸出等に付保されるものを除く。）又は技術提供契約等包括保険と重複して信用危険（船積後）を付保する場合にあっては、上記5. の付保率を適用し、保険契約を締結する。

個別保険契約証券には、次の特約を記載する。

「この保険契約の保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第9条第1項の規定にかかわらず、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約に係る包括保険（輸出者等が一定の期間内に締結する一定の種類貨物に係る輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合をいう。）の保険契約の締結の日又は約款第9条第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。」

本件お問合せ先

独立行政法人日本貿易保険 営業第一部営業推進グループ 丸原、小田

電話：03-3512-7665

FAX：03-3512-7687

E-メール：maruhara-atsushi@nexi.go.jp

oda-masaya@nexi.go.jp

以上